

## 編集後記

先日、WIPO ワールドワイド・アカデミーの10周年を記念した冊子が届いた。この冊子によれば、1998年当時、世界の多くの人々は知財の重要性を理解していないと考えられていた。そして、このアカデミーは、“to demystify IP”を使命として発足し、各種研修プログラムを実施することにより、知財人材の育成、知財マインドの向上等に取り組んできたという。“demystify”は、「リーダーズ英和辞典」（研究社）によれば、「・・・の神秘性を取り除く、謎を解く、明らかにする」と訳されているが、世界的に見れば、10年前の知財の世界は「神秘」という表現が相応しかつたのであろう。

日本の特許制度は、専売特許条例が1885年に公布されて以来の長い歴史を有しているが、知財制度に対する意識が高まってきたのは比較的最近のことともいえる。

2000年前後にビジネス方法特許がブームになったことがある。このブームにより、知財ユーザの裾野が金融分野のように特許には縁が薄いと考えられてきた分野にまで広がり、また、技術者だけではなく経営者までもが知財制度の重要性を意識するようになった。ビジネス方法特許は、何が特許になるのかといった課題をもたらしただけでなく、多くの人に知財制度を身近に感じさせる契機となった。

2002年以降、知的財産基本法の制定、知的財産戦略本部の設置、知的財産推進計画の策定といった国家レベルの取組が矢継ぎ早に行われ、知財立国に向けた各種施策が実施されている。この中で、知財人材の育成は当初から大きな柱として掲げられ、知財専門家の育成や国民の知財マインド向上等が進められている。

一方、アジア各国での知財制度に対する意識はどうかであろうか。昨年11月、スリランカにおいて開催されたWIPO ジャパンファンズ知財教育地域コロキウムに参加した。このコロキウムには、南アジア地域協力連合(SAARC)加盟国を中心とした国々の知財教育関係者が参加し、知財教育の現状や課題について積極的な議論が行われた。また、多くの国から、知財人材育成に対する海外からの支援の必要性が示された。参加国の中には知財制度の整備が充分とはいえない国も含まれていたが、このコロキウムを見る限り、知財制度を自国産業のために活用しようとする意識や、知財教育に前向きに取り組もうとする姿勢が伝わってきた。何年も前のことだが、日本において海外研修生向け

の講義を行ったとき、研修生からアンチパテントととれる質問を投げかけられたことがあった。そのときの雰囲気と比較すると、このコロキウムは隔世の感があった。

このスリランカ出張では、日本で知財を勉強したという多くの人に出会った。コロキウムにおいて熱心に知財教育に関するプレゼンテーションを行う人もいれば、自国知財庁の業務を紹介してくれる人もいた。このように、日本での研修経験者が自国の知財制度を支える姿を見たとき、一人一人に対する人材育成の積み重ねにより知財が定着していくことを実感することができた。

ところで、知的財産推進計画2008では、「海外との交流を活発化し、グローバルな知財人材育成を実行する」という戦略が掲げられている。具体的には、アジア諸国の知財人材育成支援と国際的な知財専門人材育成が課題とされている。

日本としては、従来から、知財分野での研修生受入れや専門家派遣、あるいは、ワークショップやセミナー開催等を通じて人材育成支援を行っており、こうした活動を通じて日本と海外との人的なネットワーク構築に取り組んでいる。最近では、日中、日韓あるいはグローバルな規模での人材育成機関間の協力が開始され、組織的なネットワークも構築されようとしている。これら人材育成機関間の協力を通じて、例えば、研修カリキュラムや教育用教材等について意見交換が行われることにより、各国における人材育成手法が充実することが期待される。また、各国の知財制度、取組、知財活用事例、あるいは、学術研究といった知財情報について、各国の知財人材間で情報共有することができれば、海外の知財人材のみならず、日本の国際的な知財人材を育成する上でも有益であろう。

このように、日本やアジア各国では、知財人材育成を始めとした種々の取組が進められており、アジアを全体的に見れば、知財の世界は「神秘」ではなくなりつつあると思われる。しかし、国毎に状況は異なっており、知財制度の整備がようやく始まったばかりの国もある。また、知財制度の整備が進んでいる国では、知財を活用しようとする意識が高まるにつれて、知財制度や知財人材に対するニーズが多様化することが予想される。今後、日本としては、アジア各国の状況や多様化するニーズを把握し、かつ、一人一人に対する育成を大切にしながら、人材育成支援を進めていくことが肝要であろう。(T.I)



広辞苑によると、文明とは物質的・技術的所産のことを指し、精神的所産としての文化と区別されるという。両者の境界線は必ずしも明確とはいえないが、両者が知的財産権制度と密接に関係することは否定できない。巻頭言では文明と文化の相互関係に関し、宗定氏のお考えをご紹介いただいた。宗定氏によると、人類の文明は、農業革命、産業革命、科学革命という三段階を経て現在に至ったが、文明を極めた結果、環境破壊等の負の影響が生じており、今後は文化による文明の制御が必要となるという。便利さと豊かさの実現を目指す知的財産権制度の在り方についても、一石を投じる内容となっている。

一方、知的財産権保護強化の動きは、先進国だけでなく、世界中に広がっている。アジアにおいても、近年次々と新しい方針や政策が打ち出され、法整備や人材育成に係る取組が進められている。こうした流れを受けて、本誌第44号の論文欄では、中国、韓国及びインドにおける知的財産権制度をめぐる動きについて紹介した。本号論文欄では、第44号で取り上げなかったタイ、台湾及びベトナムの動向について取り上げた。また、中国については二度目となるが、中国において昨年末に第三次専利法（特許法）改正が成立したことを受け、最新の情報についてフォローアップした。

まず、中国については、2008年6月5日に公表された「国家知的財産権戦略綱要」に関し、その概要を李氏及び白洲氏にご紹介いただいた。さらに、2008年12月27日に公布された専利法（特許法）（第三次改正）について、その経緯及び要点について閻氏及び白洲氏に概説していただいた。この二論文をあわせて読むことにより、知的財産立国への転換を模索している中国の動きを把握する

ことができる。また、本誌の資料欄では、中国専利法（特許法）（第三次改正）の条文の翻訳を掲載しているため、あわせてご参照いただきたい。

政情不安が伝えられているタイにおいても、知的財産権に係る取組は積極的に進められている。タイが進めている政策の概要及び課題、タイの国家科学技術開発機構（NSTDA）の知的財産に係る取組の状況について、シャオワッター氏にご紹介いただいた。

さらに、法制度の大規模な改正が進行中である台湾については、松本氏に法改正の動向及び我が国企業の留意点についてまとめていただいた。

今回取り上げた国・地域の中で最も遅い2007年1月にWTOに加盟したベトナムにおいても、知的財産権に係る法整備が急速に進展している。こうしたベトナムの現状及び課題について、渡部氏及び豊崎氏に考察していただいた。

判例評釈欄では、「除くクレーム」とする補正の適法性について判断した2008年の知財高裁の大合議判決について、吉田氏に考察していただいた。従来の裁判例や除くクレームに関する審査基準等を基に知財高裁判決の射程について論じている。

模倣品・海賊版の蔓延を受けて進められている水際規制の強化の中で、税関が知的財産権保護に関して果たす役割は、年々大きくなってきている。そこで情報欄では、大澤氏に税関における知的財産侵害物品に関する取締りの枠組み及び実効性確保のための取組について概説していただいた。

本誌へのご感想、掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは、独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室（FAX：03-3595-2792、E-mail：PA9305@inpit.go.jp）まで。また、本誌（第39号以降）の全文は、工業所有権情報・研修館のホームページ（<http://www.inpit.go.jp/jinzai/study/index.html>）にて公開している。（M.T）

特許研究 PATENT STUDIES No. 47 (March 2009) ©

平成21年3月31日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

電話：03-3581-5092 FAX：03-3595-2792



HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)

印刷所

有限会社太平印刷

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。